

## 流通確認業務サービスに係る個別規程

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この流通確認業務サービスに係る個別規程（以下「個別規程」という。）は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）の流通確認業務サービス利用規約（以下「本規約」という。）に基づき、本規約に関する必要な事項を定めることを目的とします。

## (情報提供サービスの関連規程)

第2条 本規約第2条（適用）第2項に定める情報提供サービスの関連規程は「料金に関する細則」及び「提供時間に関する細則」並びに「インターフェース仕様書」（以下「細則」という。）をいいます。

## (情報提供サービスの個別サービス)

第3条 本規約第10条（業務サービスの内容）第1項第1号に基づき、全軽自協が登録所有者に代わって申込をする情報提供サービスの個別サービスは、以下のとおりとします。

イ.	統計／初期	特定の起点日（月末日）時点で登録されている検査情報を対象に、登録所有者から指定された抽出条件に該当する検査情報を抽出し、業務システムへ取込可能な形式で提供する。
ロ.	ジャーナル	当日更新された検査情報を対象に、登録所有者から予め登録された抽出条件に該当する検査情報を抽出し、翌運用日までに業務システムへ取込可能な形式で提供する。
ハ.	複数件検索	登録所有者が、車両を特定する抽出条件を1件又は複数件一括して指定し、その条件に該当する検査情報を取得し、業務システムへ取込可能な形式で提供する。

2 業務サービスの利用において、前項のイの登録所有者から指定された抽出条件又はロの登録所有者から予め登録された抽出条件は、第4条（流通確認業務サービス利用申込書及び添付書類）第1項第2号二及び同条第3項第3号によるものとします。

3 業務サービスの利用において、第1項のロの検査情報は、以下の業務種別を除いた検査情報とします。

- (1) 継続検査
- (2) 臨時検査
- (3) 返納のうち、以下の処理
  - イ 輸出予定届出証明書返納
  - ロ 再輸入見込自動車
  - ハ 輸出の確認
- (4) 再交付
- (5) 整備命令
- (6) 自動車検査再出力

## 第2章 申込に関する事項

(流通確認業務サービス利用申込書及び添付書類)

第4条 本規約第5条(利用申込)第1項第1号に定める利用申込書に必要な記入事項及び添付書類は以下のとおりとします。

(1) 流通確認業務サービス利用申込書

- イ 会社名、代表者名及び住所
- ロ 申込区分(利用又は変更)
- ハ 利用開始希望日(変更後の利用開始希望日)
- ニ 変更項目(本規約第7条(変更申込)に限る。)
- ホ 本規約第5条(利用申込)第1項第3号及び第5号に定める書類の名称(本規約第7条(変更申込)の場合は、変更事項の確認に係る添付書類の名称)
- ヘ 個別規程第6条の3に定める免除申請の有無(有りの場合は最新の情報提供サービスの承諾書文書番号を含む。)

(2) 添付書類

- イ 所有者(登録所有者)情報
- ロ 本規約第5条(利用申込)第1項第3号及び第5号に定める書類
- ハ 会社登録履歴図(情報提供に係る商号変更及び住所変更等を含む。)
- ニ 所有者判別条件表
- ホ 口座振替依頼書(全軽自協が指定する口座振替請負会社のもの。)
- ヘ システム登録情報

2 全軽自協は、前項の書類について、必要事項が記入可能な様式を準備するものとします。

3 第1項第2号のイの添付書類に必要な記入事項は以下のとおりとします。

(1) 会社名、代表者名及び住所

(2) 申込区分(利用又は変更)

(3) 検査情報の抽出範囲(以下のいずれかを選択します。)

- イ 所有者と使用者が同一の車両のみ
- ロ 所有者となっている車両全て

(4) 提供開始希望日

(5) 全軽自協が定める「軽自動車検査情報の取扱いに関するマニュアル」に基づいて決定した以下の者の氏名

- イ 安全管理総括責任者
- ロ 軽自動車検査情報運用従事者

(6) 変更項目(本規約第7条(変更申込)に限る。)

4 第1項第2号のニの添付書類は、登録所有者等が指定する検査情報の抽出条件として提出し、必要な記入事項は以下のとおりとします。

(1) 所有者コード

(2) 所有者氏名

(3) 所有者住所具体名

5 第1項第2号のへの添付書類は、業務システムに登録する登録所有者の基本的情報(登録所有者名、連絡先及び管理者ID等を含む。)とします。

(軽自動車検査情報の提供に関する委託同意書及び添付書類)

第5条 本規約第5条(利用申込)第1項第2号に定める検査情報の提供に関する委託同意書に必要な記入事項及び添付書類は以下のとおりとします。

(1) 必要な記入事項

- イ 本規約第12条(検査情報の提供に関する委託の同意)の定め同意すること。

ロ 登録所有者等の役員等が、軽自動車検査協会の定める軽自動車検査情報提供業務取扱規程の第6条（欠格条項）各号のいずれにも該当しないこと。

ハ 所有者の住所、所有者の氏名又は名称、代表者名

(2) 添付書類

イ 前条第1項第2号のイからニに定める書類

2 全軽自協は、前項の書類について、必要事項が記入可能な様式を準備するものとします。

### 第3章 料金に関する事項

(料金の種類)

第6条 登録所有者等は、業務サービスの申込及び利用をした際は、本規約第16条（料金）の定めに基づき、以下の料金及び費用を支払います。なお、料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとします。

(1) システム利用料（月額。イ又はロのいずれかを適用。）

イ システム利用料（基本料金） 50台未満の場合 550円

ロ システム利用料 50台以上の場合 1台につき 11円

(2) 流通確認料 1台につき 220円

(3) 情報提供サービスの利用料金 1件につき 13.92円

イ 情報提供料（統計／初期）

ロ 情報提供料（ジャーナル）

ハ 情報提供料（複数件検索）

(4) 本規約第5条（利用申込）及び第7条（変更申込）の定めに基づく申込時に必要な料金

イ 申込料（本規約第5条（利用申込）に限る。） 5500円

ロ 作業費用 実費相当額

2 前項第1号の料金は、本規約第10条（業務サービスの内容）の定めに基づく業務システムの利用の対価として発生し、毎月1日から末日の間で、業務システムに登録している所有権留保車両のうち、次条に定めるシステム利用料の対象外車両（以下「対象外車両」という。）を除いた日毎の合計台数が最大となった日の台数により、イ又はロを課します。

3 第1項第2号の料金は、本規約第10条（業務サービスの内容）第1項第4号に定める作業に対し課します。ただし、同一日に同一窓口において、同一車両の作業が複数回あった場合には、1件と数えません。

4 第1項第3号の料金は、本規約第10条（業務サービスの内容）第1項第1号に定める検査情報を業務システムに登録した件数に対し課します。件数の算出については第7条（情報提供サービスの利用料金を課す件数）に定めます。

5 第1項第4号のロの費用は、本規約第7条（変更申込の定め）において、登録所有者等に生じた事由により、業務システム内の情報又は業務システムへ登録する検査情報について、必要な訂正又は精査作業が発生した場合には、その費用の実費相当額を請求します。

6 業務サービスの申込及び利用をした際に、登録所有者等に生じた事由により、第1項の定めには属さない料金又は費用が発生した場合には、その実費相当額を請求します。

(システム利用料の対象外車両)

第6条の2 前条第2項の対象外車両は、業務システムに登録している所有権留保車両のうち、以下の条件を全て満たしている車両について、登録所有者が業務システムで設定することによって、対象外車両とすることができるものとします。

(1) 初度検査年月から10年が経過した車両

(2) 業務システムにおいて所有権解除を承諾した車両

2 検査情報に初度検査月の記載がない場合は検査月を12月として取り扱うものとし、初度検査年の記載がない場合は10年が経過した車両とみなします。

(情報提供サービスの利用料金の免除)

第6条の3 業務サービス以外の情報提供サービス（以下「個別サービス」という。）を利用している登録所有者が、第13条に定める免除申請を行い、全軽自協が承諾した場合は、第6条（料金の種類）第1項第3号に定めるイ若しくはロのいずれか又は両方を免除できるものとします。

2 前項の免除に関する事項は、第5章（料金の免除に関する事項）に定めます。

(情報提供サービスの利用料金を課す件数)

第7条 第6条（料金の種類）第4項に定める本規約第10条（業務サービスの内容）第1項第1号イ、ロ及びハの業務システムに登録する検査情報の情報提供料の種類及びその利用件数の算出方法は、以下のとおりとします。

- イ 情報提供料（統計／初期）
- ロ 情報提供料（ジャーナル）
- ハ 情報提供料（複数件検索）

(1) イは、以下の申込が承認された場合に、利用開始日の前月末日時点で存在する所有権留保車両の検査情報の数

- ①本規約第5条（利用申込）に定める申込
- ②本規約第7条（変更申込）に定める変更申込

(2) ロは、第3条（情報提供サービスの個別サービス）第1項のロに定める検査情報のうち、所有権留保車両の検査情報の数。ただし、情報提供サービスにより料金が発生しないものは件数に含まれません。

(3) ハは、登録所有者が業務システムに所有権留保車両を手動で登録したときに、車台番号及び車両番号により現存した検査情報の数。

2 所有権留保車両の検査情報を取得するときの登録所有者の抽出条件は、第3条（情報提供サービスの個別サービス）第2項によるものとします。

(請求等)

第8条 全軽自協は、毎月1日から末日までに発生した第6条（料金の種類）に定める料金を当月分料金として集計し、翌月5日までに登録所有者等に請求します。ただし、未請求の料金がある場合には、その分を合わせて請求することができるものとします。なお、第6条（料金の種類）第1項第4号に定める料金については、本項の定めによらず請求できるものとします。

2 前項の料金の請求書は、業務システムを通じて登録所有者等に通知され、登録所有者等は、業務システムからダウンロードにより取得するものとします。

3 前項の請求書の請求先が申込者であるとき又は業務システムを通じて通知ができない登録所有者であるときについては、全軽自協が適切と判断する方法により送付できるものとします。

(支払方法等)

第9条 登録所有者等は、全軽自協が指定する口座振替請負会社を通じて、口座振替を行うことにより料金を支払います。

2 前項の支払いについて、申込者又は口座振替ができなかった登録所有者は、全軽自協が指定する口座への振込とし、その際の振込に係る手数料は登録所有者等の負担とします。

3 登録所有者等は、前条第2項の請求書に記入された口座振替日に料金を支払うものとします。ただし、口座振替以外の方法での支払の場合は、全軽自協が指定する期日までに支払うものとします。

## 第4章 利用時間に関する事項

(業務システムの利用時間等)

第10条 本規約第11条（業務システムの利用）の業務システムの利用時間は次のとおりとします。

区分	利用時間
年末年始を除く月曜～日曜、祝日	午前8時～午後10時
年末年始（12月29日から1月3日まで）	休止

2 全軽自協は、前項の利用時間以外に業務システムを稼働することがあります。

## 第5章 料金の免除に関する事項

（情報提供料（統計／初期）の免除基準）

第11条 登録所有者の利用する個別サービスにおいて、以下のいずれかの条件を満たす場合は、次の各号の情報提供料（統計／初期）を免除できるものとします。

（1）免除開始時

- イ 個別サービス（統計／初期）の提供を受けたのち、引続き個別サービス（ジャーナル）の提供を業務サービスの利用開始日まで継続して受けていること。
- ロ 個別サービス（ジャーナル）の提供を業務サービスの利用開始日の10年前の同日から継続して受けていること。
- ハ 継続検査に係る業務種別を含む個別サービス（ジャーナル）の提供を業務サービスの利用開始日の3年前の同日から継続して受けていること。

（2）本規約第7条（変更申込）による変更時

本規約第7条（変更申込）に定める変更申込により生じた所有権留保車両が業務システムに追加登録された場合は、当該所有権留保車両と同じ検査情報を個別サービスで受けていること。

2 前項における次の各号の個別サービスの抽出条件は、以下のとおりとします。

（1）個別サービス（統計／初期）

第3条（情報提供サービスの個別サービス）第2項と同じ又はそれ以上の抽出範囲を選択していること。

（2）個別サービス（ジャーナル）

- イ 前号の個別サービス（統計／初期）の抽出条件と同じであること。
- ロ 業務種別が、第3条（情報提供サービスの個別サービス）第3項と同じ又はそれ以上の業務種別を選択していること。

（情報提供料（ジャーナル）の免除基準）

第12条 登録所有者の個別サービスにおいて、前条第2項第2号の条件を満たす場合は、情報提供料（ジャーナル）を免除できるものとします。

2 情報提供料（ジャーナル）が免除となる期間は、前項の条件に該当している間とします。

（免除申請）

第13条 登録所有者等は、以下のいずれかの書類を提出することにより免除申請を行うものとします。

- （1）第4条（流通確認業務サービス利用申込書及び添付書類）に定める流通確認業務サービス利用申込書（免除申請を有りとした場合に限る。）
- （2）流通確認業務サービス料金免除申請書（ただし、前号の書類の提出がない場合に限る。）

（免除の可否の決定及び通知）

第14条 前条の免除申請が行われた場合、全軽自協は業務サービス及び個別サービスの申込内容を確認し、免除基準に適合するかを審査し免除の可否を決定するものとします。

- 2 全軽自協は、免除の可否について、書面の送付、電子メールの送信、その他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかにより通知します。
- 3 全軽自協は、免除申請の結果の理由について一切の開示義務を負わないものとします。

（個別サービスの変更申込による審査）

第15条 免除を受けている登録所有者が、個別サービスにおいて、以下の各号に係る変更申込を行った場合は、免除基準に適合するかを審査するものとします。

- （1）検査情報の抽出範囲（第4条（流通確認業務サービス利用申込書及び添付書類）第3項第3号）
- （2）所有者判別条件表（第4条（流通確認業務サービス利用申込書及び添付書類）第1項第2号の二）

2 前項の審査については、前条（免除の可否の決定及び通知）の定めを準用します。

（免除の取り消し）

第16条 全軽自協は、免除の決定を受けた登録所有者等が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、免除の全部または一部を取り消すことができます。

- （1）免除基準に該当しなくなったとき。
- （2）申請内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき。

2 全軽自協は、免除の取り消しをした際は、書面の送付、電子メールの送信、その他全軽自協が適当と判断する方法のいずれかにより通知するものとします。

3 第1項に該当する事由が免除の取り消しの決定以前から発生していたことが判明した場合は、全軽自協は、発生日に遡り免除した料金について登録所有者に請求するものとします。

4 免除の取り消しによって発生した紛争や損害については、第1項に定める判断が誤ったものであった場合を除いて一切の責任を負いません。

（免除基準の適合確認）

第17条 全軽自協が必要と判断した場合には、登録所有者が利用している個別サービスの利用状況について、免除基準の適合状況を確認することができます。

2 登録所有者は、前項の確認について、全軽自協から要請があった場合には対応するものとします。

附則（2024年7月1日）

1. この規程は2024年7月1日から施行します。

2. 業務サービスの利用開始日は、2025年7月1日とします。

3. 第6条（料金の種類）第1項第1号に定めるシステム料金について、2024年6月1日時点で全軽自協の印鑑登録事業者となっている登録所有者については、当分の間、以下の金額とします。なお、料金には消費税等を含むものとします。

（1）システム利用料（月額。イ又はロのいずれかを適用。）

イ システム利用料（基本料金） 50台未満の場合 440円

ロ システム利用料 50台以上の場合 1台につき8.8円

4. 業務サービスの利用開始前から申込をした登録所有者等においては、第6条（料金の種類）に定める料金（同条第1項第4号に定める料金を除く。）は、同サービスの利用開始日からの利用として請求するものとします。

附則（2025年3月25日改正）

この改正規程は2025年3月25日から施行します。

（参考）改正概要は以下のとおり。

①第6条の2（システム利用料の対象外車両）を追加。

②第6条の3（情報提供サービスの利用料金の免除）を追加。

③第5章（料金の免除に関する事項）を追加。

④上記追加により、第3条、第4条、第6条、第7条の一部を改める。